

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	国見町

国見町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 国見町産業振興課
所在地 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7
電話番号 024-585-2986
FAX番号 024-585-2181
メールアドレス sangyo@town.kunimi.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・カラス・スズメ・ムクドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福島県伊達郡国見町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ニホンザル	・モモ	158千円	2. 1 a
	・プラム	112千円	5. 0 a
	・カキ	10千円	0. 5 a
	・リンゴ	6千円	0. 1 a
	計	286千円	7. 8 a
ツキノワグマ	一	— 千円	— a
	計	— 千円	— a
ニホンジカ	一	— 千円	— a
	計	— 千円	— a
イノシシ	・モモ	13千円	0. 2 a
	・プラム	12千円	0. 6 a
	・リンゴ	3千円	0. 1 a
	・カキ	2千円	0. 1 a
	・その他	1千円	0. 1 a
	計	31千円	1. 1 a
ハクビシン	・モモ	13千円	0. 2 a
	計	13千円	0. 2 a
カラス	・モモ	130千円	1. 7 a
	計	130千円	1. 7 a
スズメ	一	— 千円	— a
	計	— 千円	— a
ムクドリ	・モモ	13千円	0. 2 a
	・リンゴ	6千円	0. 1 a
	計	19千円	0. 3 a
合計		479千円	11. 1 a

(2) 被害の傾向

○ニホンザル

ニホンザルの生息域は、農作物の被害箇所を見ると町の山間部（泉田地区、小坂

地区、鳥取地区、内谷地区、山崎地区、石母田地区、大木戸地区、高城地区、貝田地区）のほぼ全域で確認されている。平成24年度実施した生息調査（全町民対象の被害並びに目撃アンケート調査も併せて実施）から、小坂地区に約10頭の群れが2群（いずれも加害群）生息していることが確認されたが（この他にハナレザル（雄）も生息していることを確認した。）、近年では全域的に20～30頭程度の目撃情報が寄せられており、群れの数についても不明である。これらの群れは、追い払っても遠くへ逃げずに身を隠すだけのことが多いため、今後も農作物の被害（特に収穫期の果樹における被害）の増加が懸念され、早急に被害防止対策を実施する必要がある。

被害発生場所は中山間地域の果樹畠及び野菜畠で被害が発生している。また、生息域は中山間の民家周辺でもあり、人的被害の発生も懸念される。

農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）、プラム（6月～9月）、カキ（10月～12月）等の食害であり、その他に野菜の被害も見られる。

○ツキノワグマ

ツキノワグマは、農作物の被害箇所を見ると町の山間部（泉田地区、小坂地区、鳥取地区、内谷地区、山崎地区、石母田地区、大木戸地区、高城地区、貝田地区）に広く生息し、その目撃頭数は、親子連れや子グマ1～2頭での目撃が多い。また、近年は住宅地周辺への出没形跡もあり、今後、人的被害の発生も懸念される。

被害発生場所は中山間地域の果樹畠であるが、年によっては平坦部の集落周辺の畠にまで被害が及んでいる。農作物の主な被害は、例年モモ（7月～9月）等の枝の折損や食害等である。

○ニホンジカ

ニホンジカは、目立った農作物被害は現在見られないが、目撃情報は年々増加しており、山間部を中心に被害が予想される。

○イノシシ

イノシシは、農作物の被害箇所を見ると町の山間部（泉田地区、小坂地区、鳥取地区、内谷地区、山崎地区、石母田地区、大木戸地区、高城地区、貝田地区）に広く生息し、その目撃頭数は、被害調査から1頭から6頭ほどが目撃、確認されている。近年は民家周辺への出没も見られ、今後は人的被害の発生も懸念される。

被害発生場所は中山間地域から平坦部の集落周辺の田畠にまで拡大しており、それに伴い被害も増加している。農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）、プラム（6月～9月）等の果樹食害の増加、水田（9月～11月）への侵入や畦道の掘り起こし、その他に野菜の被害も見られる。

○ハクビシン

ハクビシンは、町内全域（特に泉田地区、内谷地区、藤田地区、森山地区、徳江地区、西大枝地区、川内地区といった平坦部）に生息しており、被害調査から1頭から多いところでは5頭ほどの大群が目撃されている（町民からは空き家や使われなくなった納屋等が住処になっているとの情報も寄せられている）。

被害発生場所は平坦部で被害が発生している。農作物の主な被害は、例年モモ（7月～9月）、カキ等の果樹の食害である。その他、野菜の食害も見られる。

○カラス

カラスは、町内全域（特に藤田地区、森山地区、徳江地区、西大枝地区、川内地区といった平坦部）に生息しており、被害調査から10羽から多いところでは200羽ほどの大群も目撃、確認されている。

被害発生場所は平坦部の果樹畠で被害が発生している。農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）、リンゴ（10月～12月）であり、いずれも収穫時期に集中している。

○スズメ

スズメは、町内全域に生息しており、10羽から多いところでは300羽ほどの大群も目撃されている。

過年度における被害発生場所は平坦部の田である。農作物の主な被害は、稲穂の被害であり、収穫時期に集中する。

○ムクドリ

ムクドリは、町内全域に生息しており、10羽から多いところでは300羽ほどの大群も目撃されている。

被害発生場所は例年平坦部の果樹畠で被害が発生している。農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）等の果樹の食害である。

※国見町野生鳥獣被害状況図及び箱ワナ設置予定図・・・別添図面

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	ニホンザル	286千円
	ツキノワグマ	0千円
	ニホンジカ	0千円
	イノシシ	31千円
	ハクビシン	13千円
	カラス	130千円
	スズメ	0千円
	ムクドリ	19千円
	計	479千円
被害面積	ニホンザル	7.8a
	ツキノワグマ	0a
	ニホンジカ	0a
	イノシシ	1.1a
	ハクビシン	0.2a
	カラス	1.7a
	スズメ	0a
	ムクドリ	0.3a
	計	11.1a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>国見町鳥獣被害対策実施隊で捕獲活動を実施している。</p> <p>なお、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシは銃器及び捕獲用檻を用い、カラス、スズメ、ムクドリは銃器、ハクビシンは捕獲用檻により実施している。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法は、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシンは焼却。カラス、スズメ、ムクドリは土中埋設している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国見町鳥獣被害対策実施隊の隊員が高齢化等により辞退しており、確保及び育成が急務である。 ○農作物の被害軽減に繋がるよう、捕獲体制の整備と効率的な捕獲方法の確立が必要である。 ○大型獣解体作業の際に衛生面等の配慮も考え、適正に処理を行う場所・施設が必要である。 ○ニホンザルは群れで行動するため、小型の捕獲檻では効率が悪く、被害軽減の効果は薄い。
防護柵の設置等に関する取組	<p>各農家が個別に下記の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニホンザル <ul style="list-style-type: none"> 花火による追い払い 緩衝帯の設置 ○ツキノワグマ <ul style="list-style-type: none"> 花火による追い払い 追い払い用の爆音機の設置 緩衝帯の設置 ○イノシシ <ul style="list-style-type: none"> 電気柵、トタン、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵や追い払い用の照明等の設置 緩衝帯の設置 ○ハクビシン <ul style="list-style-type: none"> 電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵や追い払い用の照明等の設置 ○カラス、スズメ、ムクドリ <ul style="list-style-type: none"> 花火による追い払いや、追い払い用の爆音機の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象鳥獣についての被害防止対策は個別対応にとどまっており、効果が一時的であるため、効率的な被害防止を図るために集落単位での対応が必要である。 ○緩衝帯を設置し、生息域から農地に出没しにくい環境を整備した結果、一定の効果がみられたが、周りに耕作放棄地があると効果が半減する。 ○被害への慣れや諦めなどから被害報告が行われていないと思われ、実態を十分に把握できていない。 ○見様見真似で設置しており、電気柵の設置方法や維持管理の基本が身についていない。 ○ワイヤーメッシュ柵の破損発生頻度に対して地域の管理が間に合っておらず、被害が全域的に発生している。 ○ワイヤーメッシュ柵の設置状況が、現在の営農状況にあっておらず、藪に覆われるなどして維持管理が困難になっている。
生息環境管理その他の	○不作付けの場合においても耕作放棄地にならないように地元	○耕作放棄地や藪化した田畠・空き家が人里への移動経路となり、住宅敷地

取組	住民が個々に草刈り等を実施している。 ○ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、カラス、スズメ、ムクドリは地域住民が必要に応じて追い払い花火を実施している。	や耕作放棄地の放任果樹が誘引元になっている。 ○ニホンザルの追い払いは、現状の実施隊の体制では対応に限界があり、地域住民による追い払い体制も整っていない。
----	---	--

(5) 今後の取組方針

令和6年度以降も引き続き鳥獣被害対策アドバイザーへ委託し、被害防除や捕獲技術に関する現地指導のほか、現状分析結果をもとに町民を対象に集落座談会や被害報告の啓発を実施し、各地区の体制整備やゾーニング計画、捕獲従事者の育成などの中長期的な鳥獣被害対策に取り組む。

また、各獣種に効果的なＩＣＴ技術を取り入れた対策を講じる。

○ニホンザル

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会事業を取組の基本とし、国見町鳥獣被害対策実施隊が主体となって一斉追い払いや一斉捕獲、集落点検パトロール並びに生息域が最小限になるようする。実施にあたり、南奥羽鳥獣被害防止対策協議会に参加している近隣の市町村と連携し、捕獲状況や生息頭数、群数等の情報を共有する。

また、同事業等により緩衝帯を整備し、山林からの出没の軽減を図る。さらに、専門家による助言、指導を受けながら、電気柵等の侵入防止柵設置の検討や、ニホンザルの生態に関する理解を深めるとともに、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落座談会や被害対策講習会の開催及び広報による情報提供を積極的に行う。

この他、国見町地域農業再生協議会と連携しながら地域ぐるみの緩衝帯整備・維持管理並びに放任果樹除去・適正管理（生ごみや農作物の収穫残さも含む）を組み合わせて被害防止に努める。

○ツキノワグマ

緩衝帯整備（森林整備事業等も活用）を実施し、農作物被害の軽減等を図る。

また、国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロールを実施する。さらに、専門家による助言、指導を受けながら、電気柵等の侵入防止柵設置の検討や、ツキノワグマの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落座談会や被害対策講習会の開催及び広報による情報提供を積極的に行う。

○ニホンジカ

未だ数は多くないものの目撃情報があるため、出没状況や被害状況の把握に努め、被害が深刻化する前に捕獲や被害防除を行うなど、被害防止の体制づくりを整備していく。

○イノシシ

緩衝帯整備（森林整備事業等も活用）を実施し、山林からの出没軽減を図る。

また、国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロールを実施する。さらに、専門家による助言、指導を受けながら、ワイヤーメッシュ柵の維持・管理办法や電気柵等の侵入防止柵設置の検討や、イノシシの生態に関する理解を深めて自発的な被害対策を講じられるように、集落座談会や被害対策講習会の開催及び広報による情報提供を積極的に行う。

なお、イノシシの個体数管理について、有害鳥獣捕獲・狩猟により実施する。

○ハクビシン

国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロールを実施する。さらに、専門家による助言、指導を受けながら、ハクビシンの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落座談会や被害対策講習会の開催及び広報による情報提供を積極的に行う。

○カラス、スズメ、ムクドリ

国見町鳥獣被害対策実施隊による一斉追い払いや集落点検パトロールを実施する。さらに、専門家による助言、指導を受けながら、カラス、スズメ、ムクドリの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落座談会や被害対策講習会の開催及び広報による情報提供を積極的に行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成24年4月1日より国見町鳥獣被害対策実施隊を組織し、迅速な対応にあたっている。隊員は町長が町職員のほか、町内獣友会会員の中から被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命している。（任命人数24名）（鳥獣被害防止特措法第9条による）活動等については、国見町鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づく。捕獲等に際し、実施隊員に危害がおよぶ恐れがある場合はライフル銃を所持する場合がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	対象鳥獣 の全てに 係る	広報等による情報提供、注意喚起の強化 狩猟免許（わな免許）取得者への補助 被害防止対策講習会開催 集落座談会開催 県や獣友会が主催する各種研修会等への参加促進
令和 7年度	対象鳥獣 の全てに 係る	広報等による情報提供、注意喚起の強化 狩猟免許（わな免許）取得者への補助 被害防止対策講習会開催 集落座談会開催 県や獣友会が主催する各種研修会等への参加促進
令和 8年度	対象鳥獣 の全てに	広報等による情報提供、注意喚起の強化 狩猟免許（わな免許）取得者への補助

	係る	被害防止対策講習会開催 集落座談会開催
		県や獣友会が主催する各種研修会等への参加促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンザルについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により捕獲を行う。モニタリング調査にて確認された小坂地区生息の約20頭（加害群れ2群）について、生息環境区域並びに追い払い・捕獲駆除区域を設定する。追い払い・捕獲駆除区域においては、追い上げ等によって群れを生息環境区域に移動させ、共生を目指す。さらに、南奥羽鳥獣被害防止対策協議会に参加している近隣の市町村と連携し、捕獲状況や生息頭数、群数等の情報を共有する。

ツキノワグマについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

ニホンジカについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

イノシシについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

ハクビシン、カラス、スズメ、ムクドリについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 7頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 7頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 7頭
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準に	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準に	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準に

	よる。 捕獲目標 140 頭	よる。 捕獲目標 140 頭	よる。 捕獲目標 140 頭
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画、 福島県ニホンジカ管 理計画に基づく基準 による。 捕獲目標 5 頭	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画、 福島県ニホンジカ管 理計画に基づく基準 による。 捕獲目標 10 頭	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画、 福島県ニホンジカ管 理計画に基づく基準 による。 捕獲目標 10 頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 40 頭	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 40 頭	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 40 頭
カラス	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 20 羽	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 20 羽	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 20 羽
スズメ	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 100 羽	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 100 羽	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 100 羽
ムクドリ	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 20 羽	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 20 羽	福島県第13次鳥獣 保護管理事業計画の 基準による。 捕獲目標 20 羽

捕獲等の取組内容
○対象鳥獣のすべて 捕獲は、危被害の防止及び実施隊員等の安全性を重視し、主に捕獲用檻により行う。なお、住宅付近に設置を計画する捕獲用檻については、町民の安全に配慮した設置箇所を選定し、町民への野生鳥獣出没の注意喚起と合わせ周知徹底を図る。 銃器による捕獲は、見通しが良好な場所に限定して周囲の安全性を確保して行う。 ICT機器を活用し、捕獲効率化の取り組みを行う。
○イノシシ くくり罠を追加する。
○カラス、スズメ、ムクドリ 銃器のみによる捕獲とし、見通しが良好な場所に限定して行う。
○捕獲の実施時期 農作物被害が多発する5月～11月頃を重点的に実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲用檻を用い、散弾銃を使用して止め刺しを行うが、実施隊員等に危被害が生じる恐れのある場合に所持する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	電気柵 5箇所 500m	電気柵 5箇所 500m	電気柵 5箇所 500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	町内会主体による点検・維持管理	町内会主体による点検・維持管理	町内会主体による点検・維持管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

令和 6年度	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ○国見町鳥獣被害対策実施隊による一斉追い払い ○国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロール ○放任果樹等の除去・適正管理（生ごみや農作物の収穫残さも含む）を住民へ啓発 ○電気柵の設置推進 ○花火等を活用した追い払い（住民へ花火配布） ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成及び配布、広報等啓発活動の実施 ○被害対策講習会を通じて被害防止の技術向上を図る ○集落座談会を通じて被害状況等を把握する ○生息環境の整備（森林の保全・整備） ○侵入防止柵の維持管理 ○緩衝帯の検討・設置 ○鳥獣被害対策アドバイザーの委託による対策指導と中長期的な計画策定
	カラス スズメ ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ○国見町鳥獣被害対策実施隊による一斉追い払い ○国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロール ○放任果樹等の除去・適正管理（生ごみや農作物の収穫残さも含む）を住民へ啓発 ○花火等を活用した追い払い ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成及び配布、広報等啓発活動の実施 ○被害対策講習会を通じて被害防止の技術向上を図る ○集落座談会を通じて被害状況等を把握する
令和 7年度	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ○国見町鳥獣被害対策実施隊による一斉追い払い ○国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロール ○放任果樹等の除去・適正管理（生ごみや農作物の収穫残さも含む）を住民へ啓発 ○電気柵の設置推進 ○花火等を活用した追い払い（住民へ花火配布） ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成及び配布、広報等啓発活動の実施 ○被害対策講習会を通じて被害防止の技術向上を図る ○集落座談会を通じて被害状況等を把握する ○生息環境の整備（森林の保全・整備） ○侵入防止柵の維持管理 ○緩衝帯の検討・設置 ○鳥獣被害対策アドバイザーの委託による対策指導と中長期的な計画策定

	カラス スズメ	○国見町鳥獣被害対策実施隊による一斉追い払い ○国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロール
	ムクドリ	○放任果樹等の除去・適正管理（生ごみや農作物の収穫残さも含む）を住民へ啓発 ○花火等を活用した追い払い ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成及び配布、広報等啓発活動の実施 ○被害対策講習会を通じて被害防止の技術向上を図る ○集落座談会を通じて被害状況等を把握する
令和 8年度	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	○国見町鳥獣被害対策実施隊による一斉追い払い ○国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロール ○放任果樹等の除去・適正管理（生ごみや農作物の収穫残さも含む）を住民へ啓発 ○電気柵の設置推進 ○花火等を活用した追い払い（住民へ花火配布） ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成及び配布、広報等啓発活動の実施 ○被害対策講習会を通じて被害防止の技術向上を図る ○集落座談会を通じて被害状況等を把握する ○生息環境の整備（森林の保全・整備） ○侵入防止柵の維持管理 ○緩衝帯の検討・設置 ○鳥獣被害対策アドバイザーの委託による対策指導と中長期的な計画策定
	カラス スズメ ムクドリ	○国見町鳥獣被害対策実施隊による一斉追い払い ○国見町鳥獣被害対策実施隊による集落点検パトロール ○放任果樹等の除去・適正管理（生ごみや農作物の収穫残さも含む）を住民へ啓発 ○花火等を活用した追い払い ○住民の自衛意識の高揚を目的とした啓発資料の作成及び配布、広報等啓発活動の実施 ○被害対策講習会を通じて被害防止の技術向上を図る ○集落座談会を通じて被害状況等を把握する

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
国見町	緊急時、交通規制の手続き、周辺住民の避難・誘導、学校等へ連絡を行うなど、あらかじめ周囲の安全を確

	<p>保し、危険防止に努める。</p> <p>なお、当事項に関する対応基準を作成する。平常時は野生鳥獣出没に係る緊急連絡体制による。</p> <p>「狩猟鳥獣（ツキノワグマを除く）の有害鳥獣捕獲等の許可」</p>
福島県	<p>福島県県北地方振興局「有害鳥獣捕獲等の許可」と福島県県北農林事務所「有害鳥獣被害防止に関する指導及び助言」を行う。</p>
国見町鳥獣被害対策実施隊	<p>町が作成する対応基準に基づく緊急時、町長が指示する対象鳥獣の捕獲、駆除等に努める。</p> <p>また、警察官職務執行法に基づき警察官より命令された場合、命令に忠実に従い、危害防止のために必要と認められる措置を講じる。</p> <p>なお、警察官よりも先に現場に臨場する事態も想定されるため、緊急避難の措置を講じなければならないことも念頭に行動する。</p> <p>平常時は野生鳥獣出没に係る緊急連絡体制による。</p>
福島県福島北警察署	<p>町が作成する対応基準に基づく緊急時、適切な対応が行われるよう連絡窓口を設定する等、連携を図る。</p> <p>現実的かつ具体的に危険が生じ、特に急を要する状況であると認められる場合は、警察官職務執行法を適用する。</p> <p>平常時は野生鳥獣出没に係る緊急連絡体制による。</p>

（2）緊急時の連絡体制

別紙 野生鳥獣出没に係る緊急連絡体制参照

参考 危機管理段階に応じた緊急対応や情報共有を図るための対応基準参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン

処理施設での焼却により適切に処理する。

○カラス、スズメ、ムクドリ

土中埋設により適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	当町で捕獲されたイノシシの肉については摂取制限、ツキノワグマの肉については出荷制限の指示がそれぞれ出しているため、現状では食品としての利用はできない。
----	---

ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

ア 広域対策協議会

協議会の名称	南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会（※ニホンザルに限る）
構成機関の名称	役割
福島県 福島市 伊達市 桑折町 国見町	
宮城県 白石市 七ヶ宿町 丸森町 蔵王町 川崎町 角田市	生息状況調査に基づく個体数管理の実施と被害防止対策の普及・推進

山形県 米沢市 南陽市 上山市 高畠町 山形市 天童市 東根市 村山市 尾花沢市	
農業協同組合 ふくしま未来農業協同組合 みやぎ仙南農業協同組合 やまがた農業協同組合	市町村と同様
農業共済組合 福島県農業共済組合 宮城県農業共済組合	

イ 町協議会

協議会の名称	国見町地域農業再生協議会（※ニホンザルを除く）
構成機関の名称	役割
国見町	出没・被害状況の把握、捕獲等申請。被害防止対策の普及・推進 協議会の事務局を担当し、協議会に関する連絡および調整を行う
国見町議会	町民への鳥獣被害防止対策啓発
国見町農業委員会	農家への鳥獣被害防止対策啓発
ふくしま未来農業協同組合	出没・被害状況の把握、被害防止対策の指導・助言
伊達果実農業協同組合	
福島県農業共済組合	
国見町種子生産組合	
国見町認定農業者会	
国見町農業会議所	
小坂アグリ株式会社	
伊達果実婦人会	
JA ふくしま未来女性部国見総合支部	
国見町鳥獣被害対策実施隊	出没・被害状況の把握、有害捕獲の実施と助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城のサル調査会※ ¹	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等。
山形の野生動物を考える会※ ¹	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等。
福島ニホンザルの会	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等。
福島県県北地方振興局 県民環境部	鳥獣保護・管理及び狩猟・有害鳥獣に関する情報提供及び助言指導並びに町の要請に対し必要な措置を講ずるように努める。
福島県県北農林事務所 農業振興普及部 " 森林林業部 " 伊達農業普及所	鳥獣被害防止対策に関する情報提供及び助言指導並びに町の要請に対し必要な措置を講ずるように努める。
福島県農業総合センター 企画経営部	鳥獣被害防止対策に関する調査研究・専門的な技術支援及び情報提供。
福島県福島北警察署	銃刀法等に基づく安全管理等
一般社団法人福島県獣友会	狩猟・有害鳥獣に関する情報提供及び助言指導
福島県北森林組合	森林施業に関する専門的な技術支援等

※1 南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会に係る機関

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

別紙 国見町鳥獣被害対策実施隊体制図参照

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルの被害防止対策については、南奥羽鳥獣被害防止対策協議会における広域的な事業・活動を基本とする。

なお、今後、県境を越え広域を移動する野生鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ）における被害防止施策において、近隣の関係市町村等の関係機関と連携を図り、広域的な被害防止体制を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○野生鳥獣への放射能の影響への対応について

福島第一原子力発電所事故に伴う野生鳥獣への放射能の影響について、広報等を活用して、県が実施している野生鳥獣の放射線モニタリング調査結果や、野生鳥獣を取り扱う際の安全確保に必要な情報等を提供していく。

また、当町がある中通りはイノシシやツキノワグマの肉から国が定めた食品（肉）

の基準値を超える放射性セシウムが検出されており、今後、狩猟活動の低下や狩猟者の減少が予想され、狩猟による有害鳥獣の捕獲数の減少（狩猟による捕獲圧の低下）から、野生鳥獣による農業被害の拡大が懸念されるため、鳥獣被害実施隊の強化や隊員の育成・確保に積極的に取り組む。

○ニホンザルの農作物被害の防除並びに環境整備に関する事項

人の共生のために、農作物被害の防除並びに環境整備に関する事項を設定する。なお、新たな群が把握された場合は、その都度別に設定する。

被害防除対策・・・先に記載した事項に基づき対策を講じる。

環境整備に関する事項・・・国見町ニホンザル生息区域図に生息環境区域並びに追い払い・捕獲駆除区域をゾーニング^{*1}し環境整備する。

※1 ゾーニングについて

- ①生息環境区域・・・追い払い・捕獲駆除区域から近隣市町境の森林の範囲を区域とする。
- ②追い払い・捕獲駆除区域・・・農振農用地、生活圏、生活圏から20m以内の森林の範囲を区域とする。

